

静岡県薬第 494 号
令和 3 年 10 月 7 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

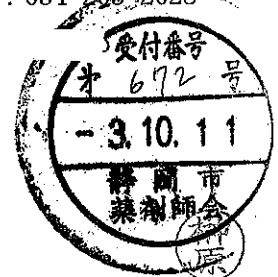
令和 3 年度税制改正による税制対象範囲見直し後の
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 3 年 10 月 5 日付け日薬業発第 234 号）
のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局；木村

電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028



日薬業発第234号
令和3年10月5日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後の
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、セルフメディケーション税制の適用期限の延長及び拡充については、令和3年8月24日付け日薬業発第163号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省医政局経済課より下記のとおり連絡がございました。

本連絡は、製造販売業者が必要な届出等に関するもので、税制改正後追加対象となる医薬品、新たなスイッチOTC医薬品を発売する場合及び販売名等の変更又は販売中止について届出をすることや共通識別マークの表示に関して示されています。

医薬品小売業者に対しては、引き続き、証明書類（レシート等）に、当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、税制対象品目のみの合計額を分けて記載することが求められており、税制改正後追加対象医薬品を含めた税制対象品目の一覧に「JANコード」を付記した一覧が作成され、追って送付があるとのこと。

また、日本一般用医薬品連合会より、共通識別マーク表示品（シール貼付品を含む）について、混乱を避けるために、追加対象医薬品で税制マークを付けたものは制度前の陳列を行わないこと等について協力依頼がございました。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後のセルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について（令和3年9月27日付け厚生労働省医政局経済課）
2. セルフメディケーション税制 共通識別マーク表示品（2022年1月追加対象医薬品）に関連するお知らせ（令和3年9月27日付け日本一般用医薬品連合会）

以上



事務連絡
令和3年9月27日

日本製薬団体連合会
（公社）日本薬剤師会
（一社）日本チェーンドラッグストア協会
（一社）日本医薬品卸売業連合会
（一社）全国家庭常備薬特品連合会
（一社）日本保険薬局協会
日本一般用医薬品連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後の
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和3年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が改正され、税制の対象をより効果的なものに重点化した上で、適用期限の5年間の延長を行うこととされたところです。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第250号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第251号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日」（令和3年厚生労働省告示第252号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第253号）が令和3年6月25日に告示され、令和4年1月1日から適用することとされたところです。

税制対象範囲見直し等の内容及び税改後の税制対象医薬品の届出等について、下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、傘下企業宛てに周知いただくとともに、その運用に遺漏の無いよう、ご対応をお願い申し上げます。

記

1. 税制対象範囲の見直し等の内容について

- 税制の適用期限が5年間延長され、令和8（2026）年12月31日までとなりました。
- 従前、全てのスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用医薬品から転用された医薬品）が税制対象とされていたところ、今般、税制の対象をより効果的なものに重点化する観点から、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」（令和3年5月20日取りまとめ。以下「検討会」という。）の検討結果を踏まえ、医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有する製剤（以下「税改後除外対象医薬品」という。）を税制対象から除外することとされました。なお、除外対象となる医薬品の製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、令和7年12月31日までを経過措置期間とし、令和8年1月1日から除外することとされています。
- また、医療費適正化効果が著しく高いと認められる、スイッチOTC以外の一般用医薬品を税制対象に追加することとされたところであり、検討会における検討結果を踏まえ、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められるもの（以下「税改後追加対象医薬品」という。）を令和4年1月1日以後に追加することとされたところです。
- これらを踏まえ、令和4年1月1日以後については、別添1に掲げる有効成分を含有する製剤が税制対象となりますので、御了知の上、2. 及び3. に示す対応への御協力をお願い申し上げます。

2. 医薬品製造販売業者の皆様へのお願い

（1）税改後追加対象医薬品の届出について

別添1に掲げる有効成分及び薬効分類をご確認の上、税改後追加対象医薬品について、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【セルフメディケーション・データベースセンター宛て：SelmeTax-JSM-DBC@planet-van.co.jp】に【10月31日まで】にご提出ください。

対象医薬品の届出にあたって、ご不明点等ございましたら、同アドレス宛てメールでご照会ください。

（2）新たなスイッチOTC医薬品の届出及び販売名等の変更又は販売中止の届出について

これまでに引き続き、①新たなスイッチOTC医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【セルフメディケーション・データベースセンター宛て：SelmeTax-JSM-DBC@planet-van.co.jp】にご提出ください（「セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和2年10月27日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）に

において連絡した宛先及び様式から変更しておりますので、ご注意ください。

特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者が情報把握できるよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「販売中止」等、提出内容がわかるように記載してください。

対象医薬品の届出にあたって、ご不明点等ございましたら、同アドレス宛てメールで照会ください。

なお、現行の税制対象品目一覧については、以下厚労省HPに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(3) 税改後除外対象医薬品及び税改後追加対象医薬品に係る共通識別マークの表示について

これまで、税制対象医薬品については、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク（※）を包装上に表示いただいていたところですが、税改後除外対象医薬品については、令和7年12月31日までに共通識別マークの表示を削除した製品を店頭陳列いただき、税改後追加対象医薬品については、令和4年1月1日以後できる限り速やかに、共通識別マークの表示を追加した製品を店頭陳列いただくよう、御協力をお願いいたします。

（※）共通識別マーク



3. 医薬品小売業者の皆様へのお知らせ

医薬品小売業者の皆様におかれては、引き続き、キャッシュレジスターが発行するレシート等の証明書類において、①税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークの付いている商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載、②税制対象品目のみの合計額を分けて記載いただくよう、ご対応をお願い申し上げます。

2. (1) によって届け出られた税制対象医薬品のJANコード等の情報を取りまとめ、税改後追加対象医薬品を含めた税制対象品目一覧を、追って送付いたしますので、送付後にはPOSシステムにおける税改後追加対象医薬品情報の登録をお願いいたします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 金崎、池澤

TEL 03(5253)1111 内線 4117

FAX 03(3507)9041

2021年9月27日

日本製薬団体連合会

(公社) 日本薬剤師会

(一社) 日本チェーンドラッグストア協会

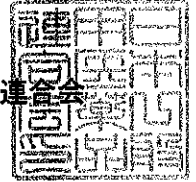
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

(一社) 全国家庭常備薬特品連合会

(一社) 日本保険薬局協会

御中

日本一般用医薬品連合会



セルフメディケーション税制 共通識別マーク表示品 (2022年1月追加対象医薬品) に関連するお知らせ

仲秋の候、貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格段のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正により2022年1月から追加対象医薬品となった医薬品への共通識別マーク表示品(シール貼付品を含む)について、以下の通りご連絡申し上げます。
貴会ご加盟の会員様への周知を宜しくお願い申し上げます。

① 陳列時期について

厚生労働省医政局経済課発出の事務連絡(令和3年9月27日)2.(3)記載「税改後追加対象医薬品については、令和4年1月1日以後できる限り速やかに、共通識別マークの表示を追加した製品を店頭陳列いただくよう、御協力をお願いいたします。」と連絡いただいております。

現行制度での対象品が市場に存在する中で、対象開始時期が異なる追加対象品となりますので、生活者や店頭の混乱を避けるために、追加対象医薬品で税制マークを付けたものは、制度前の陳列は行わないように、ご協力頂きたく宜しくお願い申し上げます。

② マーク表示を行う際の、マーク表示の無い品(旧品)について

同じ対象製品でもマーク表示の有る品と無い品(旧品)が店頭で混在する期間が発生する事はやむを得ないと考えますが、返品を避けるためにも、旧品の店頭消化を急いで頂きますようご協力の程、お願いいたします。

③ シールの貼付について

日本一般用医薬品連合会HP掲載「共通識別マークの製品表示に関する運用Q&A」(※)の記載の通り、対象製品へのシール貼付は製造販売業者の指示の下、製造販売業者の責任において実施をお願い致します。

従いまして、製造行為ではありませんが、卸や小売店舗での貼付作業はお奨めできませんのでご注意ください。

尚、店頭での識別は製品にマークがついていることが必須ではなく、プライスカードやPOPでの対応もお願いする旨を関連団体にはお伝えしております。

(※) https://www.jfsmi.jp/lp/tax/common/item/faq_products.pdf

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

ご不明の点等ございましたら、以下までお願いいたします。

日本一般用医薬品連合会事務局：江上・三ツ橋

電話：03-3865-4911

Mail：info@jfsmi.jp

以上

スイッチOTC成分		ビロキシカム	
スイッチOTC成分		ファミチジン	
スイッチOTC成分		フェキソフェナジン	
スイッチOTC成分		フェルピナク	
スイッチOTC成分		ブチルスコポラミン	
スイッチOTC成分		ブチナフィン	
スイッチOTC成分		ブチナプロフェン	
スイッチOTC成分		ブラボキサート	
スイッチOTC成分		フルチカゾンプロピオン酸エステル	
スイッチOTC成分		フルニソリド	
スイッチOTC成分		フレドニゾロン酢酸エステル	
スイッチOTC成分		フロビベリン	
スイッチOTC成分		フロムヘキシン	
スイッチOTC成分		ペクロメタゾンプロピオン酸エステル	
スイッチOTC成分		ペタメタゾン酢酸エステル	
スイッチOTC成分		ヘプロニカート	
スイッチOTC成分		ベボタステン	
スイッチOTC成分		ベミロラストカリウム	
スイッチOTC成分		ポリエチレンスルホン酸	
スイッチOTC成分		ポリエンホスファチジルコリン	
スイッチOTC成分		ミコナゾール	
スイッチOTC成分		メキサジン	
スイッチOTC成分		ラニチジン	
スイッチOTC成分		ラノナゾール	
スイッチOTC成分		ロキサチジン酢酸エステル	
スイッチOTC成分		ロキソプロフェン	
スイッチOTC成分		ロベツミド	
スイッチOTC成分		ロラタジン	
スイッチOTC成分(経過措置後除外)	2026(令和8)年1月1日より対象から除外	レアス(ラギン)酸カルシウム	
スイッチOTC成分(経過措置後除外)	2026(令和8)年1月1日より対象から除外	フタ化ナリウム(洗口液に限る。)	
スイッチOTC成分(経過措置後除外)	2026(令和8)年1月1日より対象から除外	メコバロミン	
スイッチOTC成分(経過措置後除外)	2026(令和8)年1月1日より対象から除外	ユビデカレン	

※1「成分名」は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したもの

※2 非スイッチOTC成分については、対象成分を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能又は効果があると認められるものが規制対象

令和3年度税制改正後 セルフメディケーション税制対象成分(2021年9月27日時点)

区分	適用開始	成分名(※1)	別名等
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	アスピリン	アスピリンアルミニウム
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	アセトアミノフェン	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	アリマジン	アリマジン置石酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	アロクラミド	塩酸アロクラミド
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	イソチベンジル	塩酸イソチベンジル
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	イプロヘパチン	塩酸イプロヘパチン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	エテンザミド	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	エビネアリン	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	エフェドリン	塩酸エフェドリン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	カルピノキサミン	ジフェニルジスルホン酸カルピノキサミン、マレイン酸カルピノキサミン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	クロベラスチン	クロベラスチン塩酸塩、クロベラスチンフェンジラ酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	クロルフェニラミン	クロルフェニラミンマレイン酸塩、d-クロルフェニラミンマレイン酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	コデイン	コデインリン酸塩水和物
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	サザピリン	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	サリチル酸	サリチル酸ナトリウム
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	サリチル酸グリコール	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	サリチル酸メチル	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジヒドロコデイン	ジヒドロコデインリン酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジフェテロール	塩酸ジフェテロール
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジフェニルピリジン	ジフェニルピリジン塩酸塩、ジフェニルピリジンテオケル酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジフェニルピリジン	ジフェニルピリジン塩酸塩、ジフェニルピリジンサリチル酸塩、タンニン酸ジフェニルピリジン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジブネート	ジブネートナトリウム
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ジリニュー	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	デピジン	クエン酸デピジン、デピジンヒベンズ酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	デキストロトルファン	デキストロトルファン臭化水素酸塩水和物、フェノールアミン酸デキストロトルファン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	テトラヒドロピリジン	塩酸テトラヒドロピリジン、硝酸テトラヒドロピリジン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	トリプロリジン	トリプロリジン塩酸塩水和物
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	トリプレナム	塩酸トリプレナム
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	トリメチノール	トリメチノール塩酸塩水和物
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	トンジルアミン	塩酸トンジルアミン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ナファゾリン	塩酸ナファゾリン、硝酸ナファゾリン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ナンテンジツ	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ノスカピン	ノスカピン塩酸塩水和物
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	フェニレフリン	塩酸フェニレフリン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	プロメタジン	プロメタジン塩酸塩、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ペントキシペリン	ペントキシペリンクエン酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	マオウ	
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	メチルエフェドリン	メチルエフェドリン塩酸塩、d-塩酸メチルエフェドリン、dl-メチルエフェドリン塩酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	メトキシフェナミン	メトキシフェナミン塩酸塩
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	メトジラジン	塩酸メトジラジン
非スイッチOTC成分(※2)	2022(令和4年)1月1日より対象に追加	ラクチルフェネチジン	
スイッチOTC成分		アシクロビル	
スイッチOTC成分		アシタザノラスト	
スイッチOTC成分		アゼラスチン	
スイッチOTC成分		アモロルフィン	
スイッチOTC成分		アルミプロフェン	
スイッチOTC成分		アンプロキゾール	
スイッチOTC成分		イコサペント酸エチル	
スイッチOTC成分		イソコナゾール	
スイッチOTC成分		イソチベンジル(歯痛・歯髄腫瘍に限る。)	
スイッチOTC成分		イブプロフェン	
スイッチOTC成分		イブプロフェンピロノール	
スイッチOTC成分		インドメタシン	
スイッチOTC成分		ウフェナマート	
スイッチOTC成分		エキサラド	
スイッチOTC成分		エコナゾール	
スイッチOTC成分		エバステン	
スイッチOTC成分		エビタズチン	
スイッチOTC成分		エブラジン	
スイッチOTC成分		エムダステン	
スイッチOTC成分		オキシコナゾール	
スイッチOTC成分		オキシメタゾリン	
スイッチOTC成分		オキセザゼイン	
スイッチOTC成分		カルボキシステイン	
スイッチOTC成分		クロロリマゾール(腫瘍・がん治療薬に限る。)	
スイッチOTC成分		クロモグリク酸	
スイッチOTC成分		クトチフェン	
スイッチOTC成分		クトプロフェン	
スイッチOTC成分		グファルナート	
スイッチOTC成分		シクロピロクスタラミン	
スイッチOTC成分		ジクロフェナク	
スイッチOTC成分		ジメナジン	
スイッチOTC成分		ジメモルファン	
スイッチOTC成分		スルコナゾール	
スイッチOTC成分		精製ヒアルロン酸ナトリウム	
スイッチOTC成分		セチリジン	
スイッチOTC成分		セトラキサート	
スイッチOTC成分		ソイスタロール	
スイッチOTC成分		ソファルコン	
スイッチOTC成分		テオコナゾール	
スイッチOTC成分		チキゾウム	
スイッチOTC成分		チメジゾウム	
スイッチOTC成分		チブレン	
スイッチOTC成分		チルピナフィン	
スイッチOTC成分		トラニラスト	
スイッチOTC成分		トリアムシノロンアセトニド	
スイッチOTC成分		トリメプテン	
スイッチOTC成分		トルシクラート	
スイッチOTC成分		トロキシド	
スイッチOTC成分		ニコチン	
スイッチOTC成分		ニザチジン	
スイッチOTC成分		ネチコナゾール	
スイッチOTC成分		ピコスルファート	
スイッチOTC成分		ピリキザチン酢酸エステル	
スイッチOTC成分		ピダラビン	
スイッチOTC成分		ヒドロコルチゾン酢酸エステル	
スイッチOTC成分		ピホナゾール	
スイッチOTC成分		ピレンゼピン	